

China Tax Monthly (KPMG中国税務月報)

2021 年 11 月

新「中華人民共和國都市維持建設税法」の施行

背景

都市維持建設税は、納税者が法律に基づいて実際に納付した増値税及び消費税の税額を課税標準とする地方税である。都市維持建設税の納税義務の発生時期は、増値税、消費税の納税義務の発生時期と一致し、増値税、消費税それぞれと同時に納付する。税率は納税者の所在地によって、7%、5%、1%と異なる。

従来、都市維持建設税の徴収と管理は、1985 年 2 月 8 日に発効された暫定条例と、それに続いて公布されたいくつかの補足的な税法施行規則に基づいて行われていた。「都市維持建設税暫定条例」が公布されて以来、30 年以上が経過している。その間に中国の間接税制度は、増値税の適用対象となっていなかったサービスや無形資産の供給にまで適用範囲を拡大した「VAT 改革（営業税から増値税への移行改革）」や、「増値税期末留保税額還付政策」など、いくつかの重要な変化が生じた。

過去不明確であった税務上の問題点を明確にし、都市維持建設税に関連する政策を改善・最適化するために、新「都市維持建設税法」は、2020 年 8 月 11 日に開かれた第 13 回全国人民代表大会常務委員会第 21 回会議で決議され、2021 年 9 月 1 日より発効された。その後、財政部と国家税務総局は、都市維持建設税の課税標準などをさらに明確にするために、財政部税務総局公告【2021】27 号、財政部税務総局公告【2021】28 号、国家税務総局公告【2021】26 号（以下、「3つの公告」）を相次いで公布した。

新「都市維持建設税法」の施行要領

新「都市維持建設税法」は、関連する法規の変更や徴収・管理における実務経験を勘案し、従来の都市維持建設税関連政策を改善・最適化するとともに、これまでに不明確であった税務上の問題点を明確にした。新「都市維持建設税法」及び 3 つの公告が発効された後の施行要領を下記の通り整理してまとめた。

都市維持建設税の税額計算基準から輸入サービスと無形資産の販売を除外

新「都市維持建設税法」の施行に伴う大きな変更点の 1 つは、輸入貨物または国外の組織及び個人が中国国内にサービスや無形資産を販売して納税した増値税と消費税の税額に対して、都市維持建設税を徴収しないことを明確にしたことである。

従来の都市維持建設税関連規定では、税関が輸入製品に対して代行徴収した物品税と増値税は、都市維持建設税の徴収対象とならないことを明確に規定しているが、輸入サービスや無形資産の販売に関して、都市維持建設税及びその他の付加税を徴収しなくても良いとは明記されていなかった。しかし、実務上では、中国国内の納税者が国外の組織または個人に代金を支払い、増値税を源泉徴収する際に、都市維持建設税などの付加税も同時に源泉徴収している。

これに対して、新「都市維持建設税法」第 3 条及び後続の 3 つの公告では、輸入貨物または国外の組織や個人が中国国内にサービスや無形資産を販売して納税した増値税と消費税税額に対しては、都市維持建設税を徴収しないことを明確にしている。これにより、国内企業がクロスボーダー・サービスを受ける際の税務コストを削減できるとともに、国内企業と国外サプライヤーのどちらが関連する付加税を負担するかを交渉しなければならないというビジネス上の懸案事項もなくなる。

ただし、上述の都市維持建設税を徴収しないケースに、国外の組織及び個人が中国国内向けに不動産を販売するケースは含まれない。このため、国外の組織及び個人が中国国内に所在する不動産を国内向けに販売・譲渡する際に発生した増値税に対しては、都市維持建設税などの付加税を納付しなければならない。

免除・控除税額に関する都市維持建設税の処理

© 2021 KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in China, is member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited ("KPMG International"), a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

生産型企業の輸出事業またはゼロ税率の適用対象となる輸出サービスに従事する納税者は、当該輸出事業に係る増値税の免除・控除・還付を行うと、免除・控除税額が生じる。簡単に言うと、毎月の免除・控除・還付税額を申告する際に、その月の免除・控除・還付税額と当期還付税額との差額が免除・控除税額となる。

従来に関連規定によると、生産型企業の貨物輸出から生じる免除・控除税額は、都市維持建設税と教育費付加の課税ベースとなる。しかし、輸出サービスを提供する企業で発生した免除・控除税額が都市維持建設税の課税ベースとなるかは明らかにしておらず、税務機関の処理が地域ごとに異なっている。

これに対して、財政部税務総局公告【2021】28 号及び国家税務総局公告【2021】26 号では、都市維持建設税の課税ベースに免除・控除税額を含めることを明確にした。実務上では、これにより、輸出サービスや無形資産の税務コストが増す可能性がある。

仕入税額の期末留保税額還付に関する都市維持建設税の処理

増値税の期末留保税額還付に関する政策の施行に伴い、財税（2018）80 号によると、増値税期末留保税額還付政策の適用対象となる納税者は、還付された増値税額を都市維持建設税、教育費付加、及び地方教育費付加の課税（徴収）標準から控除することができる。この政策は新「都市維持建設税法」においても踏襲され、さらに法律に格上げされていくこととなる。

都市維持建設税とその他の付加税の課税標準の統一

新「都市維持建設税法」が発効した後、都市維持建設税の課税標準と類似する 2 種類の付加税（教育費付加及び地方教育費付加）は同法の改正に合わせて改訂されていない。都市維持建設税の課税標準の変更が、同様に教育費付加及び地方教育費付加にも適用されるのか？この質問に対して、今回の財政部税務総局公告【2021】28 号により、教育費付加及び地方教育費付加の課税標準は、都市維持建設税と同一の課税標準を適用することが明らかにされた。

KPMG の所見

都市維持建設税は流通税をベースにした付加税の 1 つであり、中国で徴収されているすべての税種の中での割合は高くないが、増値税、消費税をベースに課されるため、かなり一般的な税種でもある。今回の新「都市維持建設税法」の公布は、従来の都市維持建設税関連政策を改善・最適化するだけでなく、中国の税法法定原則の実施を推進するための重要な措置となる。

新「都市維持建設税法」は、基本的に現行の税制枠組みと税負担の水準を踏襲しながらも、執行における重点及び難点を明確にしている。新「都市維持建設税法」の発効に伴い、企業は実務上の変化に注意を払う必要がある。企業側としては、新たな政策に基づき、現行のクロスボーダー・サービス契約及び無形資産契約における都市維持建設税に関わる税務条項を整理し、新法施行後の関連税務影響を試算することで、既存のビジネス・アレンジメントを合理的に計画されることを提案する。

（MUFG BK 中国月報 2021 年 11 月号に掲載）

Contact us お問い合わせ先

KPMG 中国

税務パートナー

陳 蔚（Vivian Chen）

中国深圳市南山区科苑南路 2666 号 15F

Tel : +86-755-2547-1198

E-mail : vivian.w.chen@kpmg.com